

平成30年度 トラック地方協議会での取組(案)について

コンサルティング事業(案)の実施

○平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施予定

○パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施予定
(各ブロックごとに原則として2地域を予定、近畿では大阪府と和歌山県の予定)

【コンサルティング事業での実施が想定される取組(例)】

- ・パイロット事業の中で新たに把握した課題の改善に関する取組
- ・パイロット事業でこれまでに取り組んだ課題の深掘りに関する取組 等

○引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証予定

○取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

○トラック事業における働き方改革の推進に向けた取組み

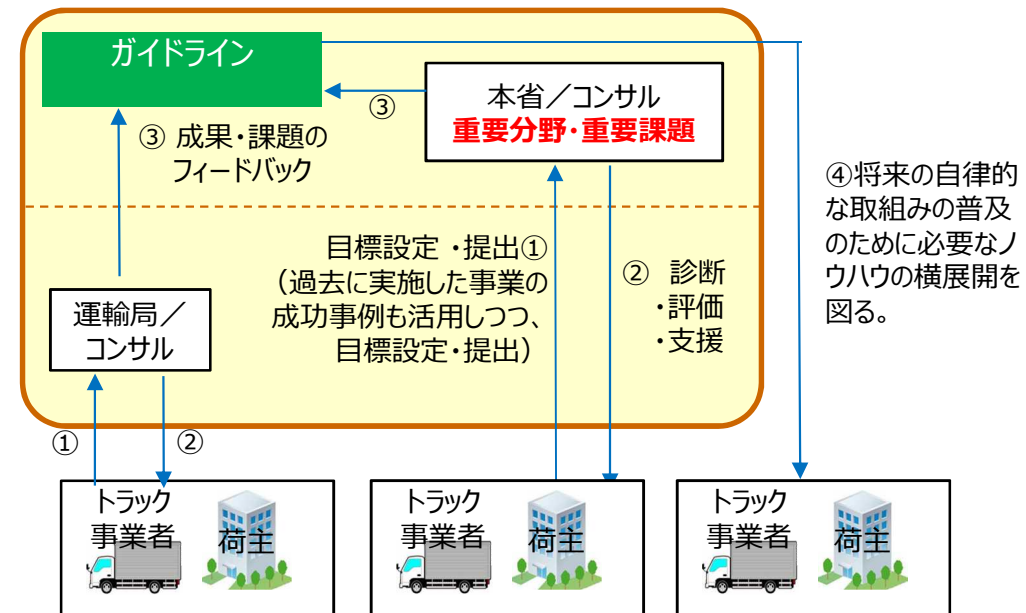
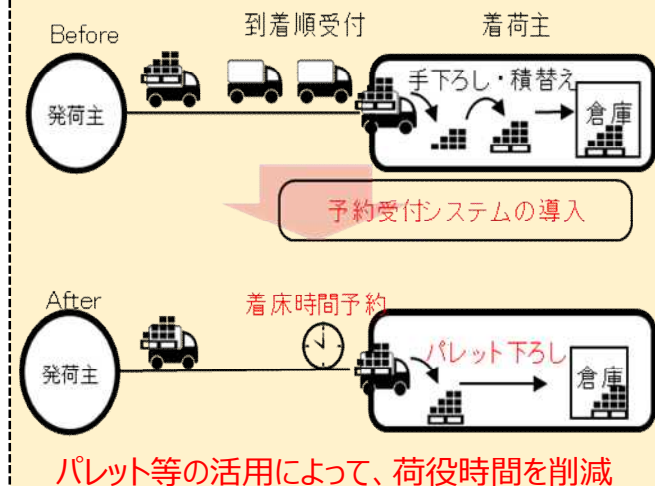
平成30年度予算(案)額:101百万円

- トラック事業の生産性向上を図るべく、トラック事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上の推進に向けた取組みを行い、必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。

取組内容

- 事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上を推進するため、物流コンサルタント等の有識者によるコンサルティングを活用し、実証実験を実施。
- 実験の成果を活かして、荷主連携による働き方改革・生産性向上に取り組む機運を高めるとともに、将来の自律的な取組みの普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。

○過去に実施した事業における成功事例



効果

トラック運送事業者の働き方改革及び生産性向上の推進

○平成29年11月4日に標準貨物自動車運送約款を改正

○主な改正点

- ・荷待ちに対する対価を「待機時間料」、積卸し又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
- ・附帯業務の内容に、「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」、及び「はい作業」を追加。

○標準貨物自動車運送約款の改正に係る手続き状況について（平成30年2月23日現在）

	① 事業者数 (H27年度末現在)	② 運賃料金 変更届出件数	③ 運送約款 変更認可件数	申請比率 ((②+③)/①)	運賃料金 届出割合 (②/(②+③))	運送約款 認可割合 (③/(②+③))	合 計
京都府	967	418	46	48.0%	90.1%	9.9%	100.0%
大阪府	4,418	2,023	120	48.5%	94.4%	5.6%	100.0%
兵庫県	2,208	442	136	26.2%	76.5%	23.5%	100.0%
奈良県	624	135	70	32.9%	65.9%	34.1%	100.0%
滋賀県	506	326	13	67.0%	96.2%	3.8%	100.0%
和歌山県	573	151	59	36.6%	71.9%	28.1%	100.0%
近 畿	9,296	3,495	444	42.4%	88.7%	11.3%	100.0%
全 国	57,008	21,344	7,308	50.3%	74.5%	25.5%	100.0%

○運賃料金変更届出件数は、待機時間等の料金収受が可能となる新標準貨物自動車運送約款を適用する事業者数

○運送約款変更認可件数は、料金収受をしない旧標準貨物自動車運送約款を適用する事業者数

○料金収受状況の実態調査の実施について

- ・運送約款改正に伴う申請件数が、近畿管内においては50%にも達していない状況であり、また、旧運送約款の使用率が全国平均で25%も占めていることから、料金収受状況の実態を探りたい。

調査内容（案）

- 運賃料金変更届を提出している事業者、運送約款変更認可を受けた事業者、申請を行っていない事業者をなるべく同数となるようピックアップ。
- 設問1で、運賃届出済、約款認可済、未申請 で回答を求める。
- 運賃料金変更届出事業者は『調査票A』、
約款変更認可申請事業者は『調査票B』、
いずれの申請もしていない事業者は『調査票C』 により回答をしてもらう。
- ☆調査票Aでは
 - ・料金収受について荷主と交渉し、料金が収受出来るようになったか？
 - ・料金が収受出来ている場合、どのような交渉を行ったか？ 等 好材料を記載してもらう。
 - ・料金が収受出来ない場合、その荷主が「真荷主」か「運送事業者(利用運送事業者)」か確認。
また、どうして料金が収受出来ないかと思う理由を列挙してもらう。
- ☆調査票Bでは
 - ・なぜ、料金の届出ではなく、約款の認可申請を行ったのか 理由を確認する。
 - ・その理由が荷主都合であった場合、「真荷主」か「運送事業者(利用運送事業者)」か確認。
また、料金の収受状況、料金が収受出来ない場合、どうして料金が収受出来ないかと思う理由を列挙してもらう。
- ☆調査票Cでは
 - ・なぜ、料金の届出や約款の認可申請を行っていないのか 理由を確認する。
 - ・その理由が荷主都合であった場合、「真荷主」か「運送事業者(利用運送事業者)」か確認。
また、料金の収受状況、料金が収受出来ない場合、どうして料金が収受出来ないかと思う理由を列挙してもらう。

実施方法（案）

- 全日本トラック協会予算の使用が可能な場合は、コンサルタントに業務委託する。
予算確保が出来ない場合は、事務局において、調査及び集計等を行う。